

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな 計画主体名	ひょうごけん・たからづかし 兵庫県・宝塚市	ふりがな 活性化計画名	かみさそりちくかつせいかけいかく 上佐曾利地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和4年度 ～ 令和6年度 令和4年度	総事業費（交付金）	29,500千円（12,500千円）
活性化計画目標	<ul style="list-style-type: none">・地域産物の販売額の増加 10,924千円・交流人口の増加 8,132人・子どもの農業体験イベント開催回数の増加 2回	事業活用活性化計画目標	<ul style="list-style-type: none">・地域産物の販売額の増加 10,924千円・交流人口の増加 8,132人・子どもの農業体験イベント開催回数の増加 2回

計画主体 確認の日付	令和4年2月21日	農林水産省 確認の日付	令和4年2月24日
------------	-----------	-------------	-----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	○	活性化計画は、地域産物の販売額、交流人口、子どもの農業体験イベント開催回数の増加を目標としており、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。

(参考様式2)

	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	○	事業活用活性化計画目標は「農林水産物等の販売・加工促進」、評価指標は「地域産物の販売額 10,924 千円増、交流人口の増加 8,132 人増、子どもの農業体験イベント開催回数 2 回増」と交流対策型より設定している。交付対象事業の事業メニューは交流対策のための地域連携販売力強化施設を選択しており、交付対象事業と整合が取れている。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	活性化計画の目標「地域産物の販売額の増加」「交流人口の増加」「子どもの農業体験イベント開催回数の増加」に対し、事業活性化計画目標は「農林水産物等の販売・加工促進」で「地域産物の販売額の増加」「交流人口の増加」「子どもの農業体験イベント開催回数の増加」を評価指標としており、整合が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	実施していない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	○	第6次宝塚市総合計画では、めざすまちの姿として「多くの人が身近に「農」に触れるとともに、農業を志す人が増え、「花き・植木」や「西谷野菜」など農産物や加工品のブランド化が進んでいる」としている。第2次宝塚市農業振興計画では「農業観光施設を周知し、宝塚の「農」に対する市民の理解と意識を高め、推進していく施設となるよう積極的な活用を図ることが必要」としている。 本事業は、関連する計画と調和が図られており、活性化計画及び事業活用活性化計画の目標も関連する計画を踏まえ設定した。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	○	令和3年6月14日、7月14日に県市担当者、ダリア園関係者とで本計画の実施に向けての検討会を開催。その後、上佐曾利農会、上佐曾利自治会、西谷地区まちづくり協議会にも、本事業の説明をし、賛同を得た上で、上佐曾利地区全体に8月1日～8月31日までの期間で、回覧形式で本計画の周知を図った。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	○	上佐曾利地区へ回覧することで、女性の意見を取り入れている。また、園芸組合の各種作業に参加している女性の意見を取り入れている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○	○	生産拠点施設の建設に向け、宝塚ダリア園推進体制により検討会を現在までに3回開催している。検討にあたっては、事業実施主体と県、市、その他関係者が一体となって行っており、推進体制が確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	○	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標は、地域産物の販売額、交流人口、子どもの農業体験イベント開催回数の増加としており、事業内容は地域連携販売力強化施設の整備であることから整合性が確保されている。

(参考様式2)

	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—	—	該当なし。
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○	○	計画期間を令和4年度から令和6年度までの3年間、事業実施期間を令和4年度としている。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	—	—	必要な要件（許認可等）はない。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	○	総事業費 : 29,500千円（税込） 内、施設建設費 : 27,500千円（税込） 用地取得費 : 2,000千円 交付要望額 : 12,500千円 交付限度額 : 税抜きの施設建設費×1/2 = 12,500千円
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 活性化計画区域中に「線引きの都市計画区域」はないため、市街化区域は存在しない。 当該市域に占める農林地 : 270ha/304ha = 88.8% 農林漁業従事者の割合 : 35人/149人 = 23.4%

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	○	今回、新規に取り組む事業である。

(参考様式2)

2-2	<p>土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか</p>	○	○	<p>各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性などを確保するものとしている。仕様書にも設計・施工等における検査体制が確保するよう盛り込む。</p>
	<p>実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>	○	○	<p>当該地域は寒冷地であり、冬季は気温が氷点下10度近くまで下がることから、温度調節のためボイラー設備を使用しているため、耐久性を鑑み、全て鉄骨での改築を検討している。</p>
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	—	—	<p>該当なし。</p>

(参考様式2)

2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—	—	該当なし。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	○	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数が38年のものである。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（平成4年〇月〇日付け3農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	○	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第4の1の（1）のウの漁業生産向上効果のうち品質等向上効果により算定。 年効果額は5,664,000円、総合耐用年数は38年、還元率は0.0516、妥当投資額は109,759,000円、廃用損失額は0円、投資効率は3.7である。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	○	費用対効果分析による算定結果は3.7となっている。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	○	実施要領の別表2における交付対象事業は「地域資源活用総合交流促進施設」、事業メニューは「㊸地域連携販売力強化施設」、要件類別は「農山漁村交流対策型」で事業は「農村地域等振興支援」である。 事業内容は1の（2）で農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備である。 対象地域となる農山漁村市全域は五法指定地域以外の市町村に該当する農山漁村市である。 事業実施主体は農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領別表1に定める要件を満たしている団体である。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	○	ダリア生産者の組織する団体である佐曽利園芸組合に対する交付であり、当該組合が定める利用規則に従って利用するものであるため、目的外使用の恐れはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			

(参考様式2)

	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	過去4年間の花摘み園の開園日数と来園者、気象災害（主に台風）による影響などを基に検討している。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	隣接する川西市に、類似施設「黒川ダリア園」があり見学が可能である。しかし本施設に隣接する宝塚ダリア園では花摘み体験や販売も可能であり、多彩な品種が揃っている。近隣市町の類似施設の賦存状況、利用状況等を踏まえている。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	市民を中心に京阪神の都市住民をターゲットとしている。特に小学生は市内の約半数の体験を受け入れてきた。夏と秋は花摘み園を中心に直売所、休憩所として用い、主要作業に応じて作業体験や実習の場として活用する。また、冬から春にかけては球根調製の作業場、貯蔵場所として利用する。その他周年直売所として運営する。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	花摘み園駐車場、路線バス駐車場のそばであり、佐曽利園芸組合事務所に隣接している。また、将来的には集落営農組織の施設が隣接して建築される予定であり、直売品の集荷や作業提携についても効率的に行うことが可能である。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	市からは広報、HP、地域ラジオ（FMたからづか）市長のYouTube等を通して積極的に情報発信している。元々地区で育種された品種も多く、保有品種数、栽培、分球技術を駆使して加工・保存施設の拡充をもとに販路を拡大できると考える。またバス会社や観光協会との連携を強化する。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	球根調制作業や花摘み園の手入れは主に女性が担う仕事であり、そのため女性が働きやすい環境としている。特に分球作業については集落内外の子育ての終わった女性を中心に作業を教えて、担い手育成を行ってきており、今後もその方針は変わらない。組織のHP作成の女性が行っており、新設の直売所の販売も女性が中心となる。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	施設の規模等から概算の費用を算出しており、妥当な積算である。
	建設・整備コストの低減に努めているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事業の内容や建物の構造について検討を行い、壁面素材も安価なものを使用する等、整備コストの低減に努めている。

(参考様式2)

	<p>附帯施設は交付対象として適正か (必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)</p>	—	—	該当なし。
	<p>備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)</p>	—	—	該当なし。
2-11	<p>整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か</p>	○	○	<p>整備予定場所は、宝塚ダリア園近隣に位置しているため、最適と判断した。平成30年には西谷地区内に宝塚北スマートインターが開業したこともあり、遠方からより多くの利用者が期待される。生産拠点施設の前の道は猪名川町から三田市に抜けており、前に駐車スペースもあるためちょっと停めて買い物するのに便利である。</p>
2-12	<p>施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか</p>	○	○	<p>施設用地は事業実施主体が購入することで協議済みであり、地権者の同意を得ている。</p>
2-13	<p>体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか</p>	—	—	該当なし。
2-14	<p>交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か</p>			
	<p>農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)I-1の第2の4の(3)整備事業の上限事業費の基準に照らし適正であるか</p>	—	—	該当なし。

(参考様式2)

	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	整備する施設の延べ床面積の合計は168.15㎡である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	上限事業費 290千円×168㎡=48,720千円 総事業費 29,500千円
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	集落外の人にも分球作業を教えて作業参加、組合員以外の人にもダリア栽培を推奨する等、広くダリア生産を広めている。集落内では主として土地利用型作物を栽培する営農組合や農会と役割分担して地域の農地、資源を維持している。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	直売所は自ら価格を決められる上、中間マージンもないため販売力は上がる。ダリアの切花は市場価格が市価の1/5程度であるため、直売で大幅な収入増が見込める。また、閉園時もダリアや他の花きの購入ができ、併せてコシヒカリや黒大豆枝豆などの特産物の有利販売が可能である。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	花摘み園のシーズンは夏と秋であるが、冬から春にかけて球根調製作業があり、春以降も外注の球根調製作業がある。貯蔵場として利用でき、作業体験やダリアサポーターに対する実習等は随時実施できる。これにより継続的な雇用は生み出され、周年営業している直売所によっても周年雇用と所得増は実現する。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	プリザーブドフラワーや樹脂封入などの加工に加えて、球根成分のイヌリンの機能性を活かした加工について大学と連携して開発中である。 組合員の家族に限らず、集落外の女性にも分球技術を伝承し、地域特産物の担い手として育成している。
2-16	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	組合が負担することになる費用については全額自己資金により整備することとし、組合の総会において承認済みである。ただし、令和4年3月の任意組合総会において法人化を諮り、承認されれば年度明けに法人登記してスーパーL資金を借りることを検討している。

(参考様式2)

2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	○	建設工事等は一般競争入札を基本に競争性のある契約方式によるものとする。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	○	佐曾利園芸組合において適正に管理規則を策定し、これに従って維持管理を行うとともに、減価償却費等を内部留保することによって更新に備える。また、維持管理費に関しては収支計画に計上し適切に行う。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	○	収支計画を策定し、地域産物売上、仕入、経費等を計上し、収支均衡は取れている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	—	他の事業との合体施行等の予定はない。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—	—	他の事業への重複申請（予定も含む。）はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	—	—	該当なし。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	—	—	活用可能と考えられる他の施策はない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）の配分基準（令和4年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組がある	○	○	中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第2に規定する地域別農業振興計画に位置付けられている事業である。

(参考様式2)

	か(ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。)			
--	---	--	--	--

- 注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。
2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。
3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。